

健康政策部健康対策課の対応についての見解

2020. 2. 11

太平洋核被災支援センター

尾崎知事が2018年9月議会で、吉良富彦県議の質問に答えて、2019年度の補助事業として、ビキニ環礁水爆実験に関連した健康相談会やシンポジウム開催に向けて270万円余の予算が県議会で確認されたことを踏まえて、県との協議をすすめてきた。2018年9月議会での知事答弁の概要は次のとおりである。

- ①「国に対してビキニ被ばくに関する科学的検証の実施を政策提案してきた。さらに2016年12月、2018年1月に最新の知見を踏まえた上で、被曝の健康影響についてきめ細やかな研究の継続実施を提案した」
- ②「県として追跡調査を実施していくことは困難だが、太平洋核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施していけるような支援策を検討する」
- ③「判決において、原告らが被ばくした事実が認められるとした上で、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないとされたことを踏まえ、私どもといたしまして、どのような法的枠組みがあれば救済に向けた取り組みが可能か検討したい」

この知事答弁を踏まえ、2020年1月23日付健康対策部への要請事項は、270万円余の県事業に関わる以下の3点でした。

- 1 健康相談会への元船員・遺族の参加の手立てについて、どのような対応をしてきているのか。
- 2 シンポジウムは、シンポジストや運営などについて具体的にどのように企画しているのか。
- 3 県独自の法的な支援についての検討は、どのように進んでいるのか。

部長の回答に対して、別紙のように部長の方から回答があり、その意見交換を行った。その概要はメモを参考にしてください。

1. 健康相談会について(70万円余の事業予算)

- ① 県の「ビキニ環礁水爆実験健康被害支援に関する事業」の目的は「ビキニ環礁水爆実験に遭遇した元乗組員の被曝による健康被害に対する支援に向けた取り組みを行う。」(予算見積書より)としている。

その取り組みの基礎的な情報として、1954年当時の段階で県内に船籍を置くマグロ船とその乗組員は把握し、被ばくした船はどのくらいあるのか、対象の船員は何人いるのかということをお県として把握をするべきである。

私たちは、県内で実際には被災マグロ船約150隻、約3000人の乗組員がいると推定している。その想定をもとに、県として市町村の協力を求めながら、少なくとも呼びかけのきっかけとなるように、3年前の健康相談会に参加した方々のリストをもとに声をかけ、さらに未確認の元船員と遺族に対しても、健康相談会の案内と県としての対応策が見えるように手立てを講ずることを前提にしていると捉えていた。

県として、元船員や遺族から相談の声があがった時に、市町村及び医師会の協力を得て対応する準備を整えているというが、その対応では県内在住の元船員や遺族に届かないし、相談の声はあがらない。

現に今回の県のチラシが元船員や遺族の手元に十分に届いていない。しかも相談内容が漠然としており、地域の医師にビキニ被災のことが理解されるような手立てがとられているかどうかを確認できない不安感などから、参加希望者が2人という極端に少ない状態です。危惧していたことが現実となっている。

早急に、県として地域に足を運んで、元船員や遺族に寄り添う気持ちを伝えるとともに現況を把握する姿勢が見える取り組みを検討するように求める。

2. シンポジウムについて(200万円余の事業予算)

① 全国の被災船延べ992隻のうち、280隻を高知船籍が占めていることを踏まえ、県としてビキニ事件の背景を明らかにすることが求められている中、県主催のシンポジウムが何を目的に開催し、何を元船員・遺族と県民に訴えようとしているのか、その意図が見えない。また開催日程を3月17日(火)午後2時半らかというウィークデーに設定している。開催まで2か月を切った時点で、企画の詳細を書面で提示できないまま年度末を迎えている。

そもそも事業計画にある目的(前掲)を曖昧にしない企画にするべきであった。改善検討の時間的猶予がない中、事業目的に沿うシンポジウムの開催は、来年度に延期するべきである。

② 県が主催するシンポジウムはビキニ事件の真相を県民に周知する重要な役割をもっている。県としてもそのことを踏まえて、シンポジウム全体の企画提案をもとに、プロポーザル方式で、研究者などによる選考委員会を組織して、シンポジウムの内容を含めて決定すると昨年5月15日に現課長が説明をされ

たと捉えている。また県議会でも同様の説明が行われ270万円余が予算化されたはずである。

ところが、1月23日には「プロポーザル方式の理解を間違っ説明した」と、今になって予算化当時と異なる説明をした。この変更はどこで決裁され、県議会に対していつ、どのような説明されたのか、不明である。

太平洋核被災支援センターは、34年にわたる調査・研究をシンポジウムに反映できると期待し、事前の被災実態調査、当日の運営と内容、事後の報告を含む総合的な企画案を健康対策課長に提案してきたが、全く反映されていない。今回の県の対応はシンポジウム開催にあたり、太平洋核被災支援センターを外そうと企画しているのではないかと疑わざるを得ない。

少なくとも、まず高知のビキニ事件がどのような内容であるかを解りやすく映像・紙芝居などで示し、被災船員・遺族が実態報告し、それを受けてシンポジストがコメントしながら、討論を深めることできるシンポジウムの開催を求める。

③ 「ビキニ事件」は、被曝の事実があるのにも関わらず、政治的な決着で、長期間にわたり被ばく船員に対して救済措置が何もされないまま「風化」されてきた事件である。

知事答弁を踏まえ、県として改めて立法府・行政府に対してビキニ事件の真相の解明を求めるとともに、元船員への救済の道を検討していく場としてもシンポジウムの企画が求められている。私たちも「ビキニ事件」を究明してきた専門家の参加が必要であることを提起している。なぜ、3年前の健康相談会に参加した研究者、医師の参加を求めないのか、理解できない。

放射線被ばくを一般的に捉えるのではなく、ヒロシマ・ナガサキの「黒い雨」「入市被曝」による内部被ばくと同じような視点でビキニ被曝を研究している専門家をシンポジストとして参加を求め、最新の科学的知見による被曝の実相を解明する機会に位置づけて、県民の立場に立ったシンポジウムの開催を求める。

3. 県独自の法的な支援の検討について

一度、県と担当者のヒアリングを開いた。しかし、その後、議論や対策会議の場もなく、取り組みとして何も進んでいないのが現状である。太平洋核被災支援センターとしては、高知県条例や船員保険での救済を提案した。

法的措置を検討していく上での課題克服のために、何が求められているのか、プロジェクトチームをつくり、予算化して具体的に検討を進めていくことが求められている。

4. 私たちの見解

1月23日に健康対策部に対して、上記の3点の要請をおこない、部長及び課長より回答をいただいたが、残念ながら報告のとおり、行政の企画としては考えられないような不備なものであり、元漁船員や遺族、そして県民の期待に応える内容には程遠いものでした。

以上、この度の県主催の事業健康相談会およびシンポジウムへの取組みについて太平洋核被災支援センターとして参加・協力のあり方を検討するとともに、県に対しては23日の要請経緯に加え、改めて内容、日程等の改善を強く求めます。